

# 緑の少年団育成指導要領

【（公社）熊本県緑化推進委員会】

## 1 目 的

森林は、われわれの日常生活に必要な木材を生産するだけでなく、自然のままの姿で国土を守り、災害を防ぎ、その緑はわれわれの生活をうるおし、住みよい健康的な環境を作ってくれる。

しかしながら、この森林を愛護する心を培うためには、少年の頃から森林に親しみ、森林のもつ機能と効果をよく理解させることが大切である。このことから自然に親しみ、自然を愛し、郷土を美しくする緑の愛護活動を実践する「緑の少年団」（以下「少年団」という。）を育成しようとするものである。

## 2 指 導

（公社）熊本県緑化推進委員会（以下「推進委」という。）は、熊本県緑の少年団育成連絡協議会（以下「県育成連」という。）と緊密な連携を保ちながら、少年団の結成指導、育成指導、活動への助言及び支援を行うものとする。

## 3 助 成

推進委は、県育成連に対して予算の範囲内において活動費等の一部を助成する。

## 4 報 告

県育成連は、会計年度終了後3ヶ月以内に、活動状況、構成員及び決算書を添えた実績報告書を推進委へ提出するものとする。

## 附 則

- 1 この要領は、昭和55年2月18日から施行する。
- 2 この要領は、平成8年7月1日から施行する。
- 3 この要領による助成、報告の様式については、緑の募金実施要綱による。
- 4 この要領は、平成14年2月1日から施行する。
- 5 この要領は、平成24年2月1日から施行する。